

介護老人保健施設プラタナスの丘・従来型事業所

施設サービス運営規程

(趣旨)

第1条 医療法人芳栄会が開設する介護老人保健施設プラタナスの丘・従来型事業所（以下「当施設」という。）において実施する施設サービスの適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、また、利用者の居宅における生活への復帰を目指して、適切かつ効果的な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、医学的管理下における看護、介護、リハビリテーションその他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為は行わない。

3 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう、利用者本位の適切な対応に努める。

4 当施設は、利用者が日常生活を「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるよう、明るく家庭的な雰囲気づくりを目標としてサービス提供に努める。

5 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧な対応を基本としつつ、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対し、療養上の必要事項を理解しやすく指導又は説明を行うとともに、利用者等の同意を得て実施するように努める。

6 個人情報の保護については、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り対応するものとし、当施設が得た利用者等の個人情報に関しては、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとする。また、外部への情報提供を行う場合には、必要に応じて利用者等又はその代理人の了承を得るものとする。

7 当施設は、利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設プラタナスの丘
- (2) 開設年月日 平成20年3月24日
- (3) 所在地 茨城県常陸大宮市宇留野3109番地
- (4) 電話番号 0295-54-1150
FAX番号 0295-52-6150
- (5) 管理者名 堀口 悠人
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0852580026号)

(職員の職種、員数)

第5条 当施設の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。また、必置職については、法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 薬剤師 | 1人以上 |
| (4) 看護職員 | 8人以上 |
| (5) 介護職員 | 19人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 | 2人以上 |
| (8) 管理栄養士 | 1人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (10) 事務員 | 1人以上 |

(職員の職務内容)

第6条 前条に規定する当施設の職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に所属する職員の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、当施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画・指導を行う。また、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を作成するとともに、要介護認定及

び要介護認定更新の申請手続等を行う。

(10) 事務員は、財務管理、人事管理、労務管理及び施設管理等を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、80人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づき、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理下における看護・介護並びに日常生活上の世話、そして栄養管理、栄養ケア・マネジメント等とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額は、以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費、理美容料、私物の洗濯料、電気料その他の費用は、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別に定める料金表のとおりとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の発生を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止責任者の選定（責任者：入所課長）
- (2) 虐待防止に関する職員研修の実施（年1回以上）
- (3) 利用者及びその家族からの苦情に関する対応体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、利用者に対する介護サービスの提供中において、当施設の職員又は関係者による虐待の事実が確認された場合は、管轄する市町村に対し速やかに、その旨を通報するものとする。

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対する身体拘束を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためなど緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡の発生防止に向けた効果的な介護を実施する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項は、以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特別の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当施設は第8条の規定に基づき、利用者の心身の状態に影響を与える栄養管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、午前8時30分から午後8時までとする。
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。
- ・ 外出・外泊は、事前に施設職員に相談し、管理者の承諾を得て行うこととし、所定の用紙で届け出るものとする。なお、外泊日数については、月に6日を限界とする。
- ・ 飲酒及び喫煙は禁止とする。
- ・ 火気の取扱いは、全館禁止とする。
- ・ 設備・備品の使用は、職員の指示により行い、利用者が故意に破損又は滅失させた場合には、弁償の取扱いとする。
- ・ 所持品・備品等の持込みは、管理者の許可を得る。
- ・ 金銭・貴重品の持込みは、原則として禁止する。
- ・ 外泊時等における施設外での受診は、原則として不可とする。
- ・ 宗教活動は禁止とする。
- ・ ペットの持込みは禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止とする。
- ・ 他の利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害対策は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を選任して行うものとする。

2 前項の非常災害対策は、次に掲げる体制及び内容により実施する。

(1) 防火管理者には事務長を充て、次の業務を担当させる。

① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う。)

② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的指導 随時

(2) 火元責任者には、当施設に所属する職員を充てる。

(3) 消防設備点検は、防火管理者の立会いのもと、保守契約を締結する委託事業者により実施する。

(4) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、消防計画に定める自衛消防隊を招集し、消防機関への通報連絡や初期消火、利用者の避難誘導等の活動を行う。

(5) 前各号に定めるもののほか、非常災害対策のために必要な業務を実施する。

(事故発生時の対応等)

第15条 当施設は、事故や病状急変等の防止対策、万一事故等が発生した場合の対応策等を盛り込んだ「事故発生時・緊急時対応マニュアル」に基づき、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するための各種取組を実施する。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従う中で、自己の業務に専念する。また、服務に当たっては、職員相互の協力により施設の秩序を維持するとともに、常に次の事項に留意して対応する。

- (1) 利用者に対しては、人格尊重、親切丁寧を基本とし、責任をもって接遇する。
- (2) 健康を維持し、気持ちが明るく朗らかな態度をもって利用者に接する。
- (3) お互いに協力し合い、業務の能率向上に努力する。

(職員の資質向上)

第17条 職員の資質向上を図るため、専門的な知識や技術の習得、利用者等に対する接遇向上のための研修機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める当施設の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、当施設が定期的に行う年1回の健康診断を受診する。ただし、夜勤勤務に従事する職員は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設・設備、食器その他の器具及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生及びそのまん延を防止するため、水廻り設備、厨房設備等の適切な衛生管理を徹底する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、検便を毎月1回行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族や昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 当施設の職員に対し、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、業務上知り得た利用者等の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を徹底する。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 非常災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

- 2 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシー等については、施設内に掲示して情報提供を行う。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人芳栄会（介護老人保健施設プラタナスの丘）の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成20年3月24日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成29年6月21日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成30年4月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和2年3月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和4年12月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和5年7月1日より施行する。